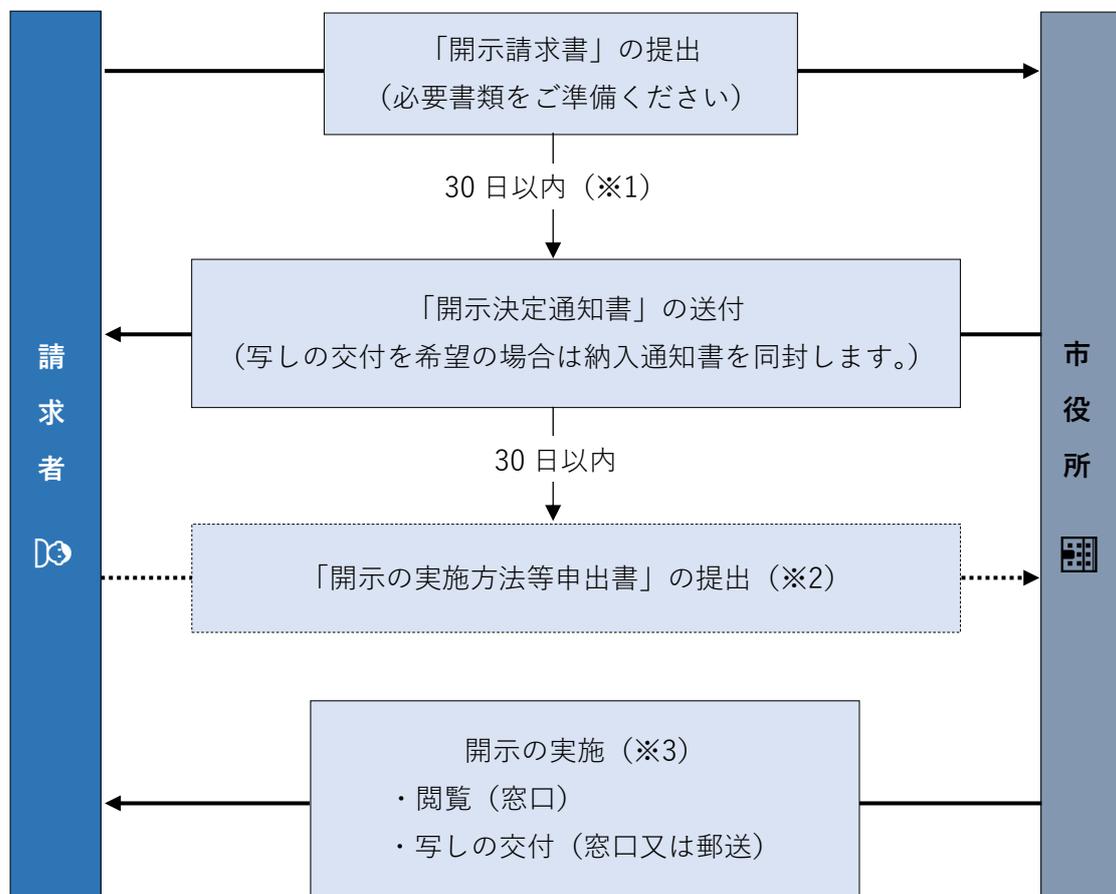


開示請求の流れ



※1 事務処理上 30 日を超える場合は、期限の延長をすることがあります。

※2 開示請求書に記載された開示の実施方法および開示の実施日が希望どおりで、その変更をしない場合は提出は必要ありません。

※3 窓口へ来所の際は、開示決定通知書、運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。
(納入通知書にてお支払いいただいた方は、あわせて領収証をご持参ください。)